

金融円滑化に向けた取組み状況について

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでおります。金融円滑化法は平成 25 年 3 月末に終了いたしました。当金庫は引き続き取組みを行うとともに、取組みやご相談体制をより強化し、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて一層真摯に取り組んでまいります。

こうした取組み姿勢等をお客さまにご理解いただくため、以下の通り金融円滑化にかかる基本方針の概要及び貸付条件の変更等の実施状況について公表いたします。

1. 金融円滑化のための基本方針について

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて一層真摯に取り組んでまいります。

「地域金融円滑化のための基本方針」 ※ 別添資料 ①

2. 金庫内の体制整備について

当金庫は、金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備を図るため、平成 22 年 1 月 15 日の理事会で、地域金融円滑化のための基本方針、金融円滑化管理方針の策定を決議しました。また、上記方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っています。

金融円滑化法は平成 25 年 3 月末に終了しましたが、引き続き奈良信用金庫は地域金融の円滑化に努めてまいります。

(1) 支援体制について

① 金融円滑化に関する本部の体制について

地域金融円滑化への取組みや、ご相談体制をより一層強化・充実させることを目的として、融資管理部担当役員を『金融円滑化統括責任者』に任命いたしました。また、金融円滑化の取組みに係る主管部署を融資管理部経営サポート室とし、さらに融資管理部経営サポート室内に営業店の金融円滑化への取組みをサポートする『金融円滑化担当者』を配置いたしました。

② 金融円滑化に関する営業店の体制について

支店長を『金融円滑化責任者』とした中小企業金融円滑化の支援体制を整備しました。

(2) ご相談体制について

本部に電話相談窓口、営業店に相談窓口を設置し、相談受付体制の充実・強化を図っております。

(3) 記録の作成・保管管理について

金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

(4) 報告体制について

- ① 関係各部門及び営業店等は必要に応じて随時、地域金融円滑化統括責任者等に対して金融関連情報について報告を行います。
- ② 地域金融円滑化統括責任者は、必要に応じて随時、理事会、常務会及び監事等に対して金融円滑化関連情報または金融円滑化管理の状況について報告を行います。

3. 苦情相談を適切に行うための体制整備について

金融円滑化にかかる苦情について、公平・誠実に対処し、その迅速な解決によって信頼の向上を図り、地域金融の円滑化に資するものいたします。

なお、お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情相談は「営業店ご相談窓口」及び下記の「本部ご相談窓口」を設置しております。

「奈良信用金庫 金融円滑化に係る苦情相談窓口（お客様サービス室）」

フリーダイヤル 0120-004317

受付時間 平日 午前9時～午後5時

4. お客さまの事業改善または再生のための支援を適切に行うための体制整備について

金融円滑化に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制を以下のとおりとしております。

- (1) 条件変更を行った後、経営改善計画の進捗状況を適切に管理するとともに、債務者に対して必要な助言を行います。
- (2) お客さまの経営実態等を踏まえた、適切な貸付条件の変更等を行なうため、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を必要に応じ、また債務者の求めに応じ併せて行います。このため債務者とともに経営改善計画書の作成を行うなど、債務者の経営改善計画策定の支援を行います。
- (3) 他行からも借入れを行っている中小企業のお客さまから条件変更の申込み等があった場合は、守秘義務に留意しつつ、当該債務者の同意を前提に、他業態も含め関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援

協議会を含む。)に情報の確認を行うなど、緊密な連携を図ります。

また、事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たっては、地域経済活性化支援機構と緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

- (4) 他の金融機関から情報の確認があった場合は、手形支払人の信用照会の手順に準じ、一旦電話を切って銀行店舗一覧等にて検索した相手電話番号に当庫からかけ直す等守秘義務面の対応を遺漏なく行います。
- (5) 当初策定された、「経営改善計画書」について、その進捗状況を適切に管理するため、3ヶ月毎及び決算期に「期中管理報告書」を作成し、その後の経営改善支援の方向性の修正や指導計画の検討を行います。
- (6) 条件変更を行った債務者に対して適切に資金供給を行います。例えば、貸付条件の変更等の履歴があることのみをもって、新規融資や貸付条件の変更等の相談又は申込みを謝絶せず、お客さまの実態把握を踏まえその後の資金供給等に関し適切な審査を行います。

5. 変更等の申込状況について

※ 別添資料 ②

以 上

地域金融円滑化のための基本方針

金融円滑化法は平成 25 年 3 月末に終了しましたが、奈良信用金庫はこれまで同様に、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて一層真摯に取り組んでまいります。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っています。

金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備を図るため、平成 22 年 1 月 15 日の理事会で、本基本方針、金融円滑化管理方針の策定を決議しました。

さらに、コンサルティング機能発揮を目指した態勢整備を図るため、平成 23 年 7 月 8 日の理事会で、融資管理部に『経営サポート室』の設置を決議しました。

金融円滑化法は平成 25 年 3 月末に終了しましたが、引き続き奈良信用金庫は地域金融の円滑化に努めてまいります。

(1) 支援体制について

① 金融円滑化に関する本部の体制について

地域金融円滑化への取組みや、ご相談体制をより一層強化・充実させることを目的として、融資管理部担当役員を『金融円滑化統括責任者』に任命いたしました。また、金融円滑化の取組みに係る主管部署を融資管理部経営サポート室とし、さらに融資管理部経営サポート室内に営業店の金融円滑化への取組みをサポートする『金融円滑化担当者』を配置いたしました。

主管部	融資管理部経営サポート室		
金融円滑化統括責任者	融資管理部 担当役員	金融円滑化担当者	融資管理部経営 サポート室内に配置

② 金融円滑化に関する営業店の体制について

支店長を『金融円滑化責任者』とした中小企業金融円滑化の支援体制を整備しました。

金融円滑化責任者	支店長
金融円滑化対応担当者	融資課長、業務推進課員、その他

(2) ご相談体制について

① ご相談内容

- 事業資金に係る資金繰り、ご返済条件変更等のご相談
- 住宅資金ご融資（リフォーム資金を含む）のご返済条件変更等のご相談

② 対象のお客さま

- 中小企業及び個人事業主のお客さま
- 個人のお客さま

【本部ご相談窓口】

本部に電話によるご相談窓口を設置し、相談受付体制の充実・強化を図っております。

本部ご相談窓口	【融資管理部経営サポート室】金融円滑化相談担当 電話番号 71-ダ イル 0120-543652
	（受付時間：平日午前9時～午後5時）

【営業店ご相談窓口】

現在お取引いただいている各支店にお申し出ください。

営業店ご相談窓口	受付方法	ご来店、お電話	
	受付時間	ご来店	平日 午前9時～午後3時
		お電話	平日 午前9時～午後5時
電話番号	『店舗のご案内』をご覧ください。		

※ 休日のご相談につきましては、ホームページ・店頭・電話にて開催日・時間・場所をご確認ください。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れをされているお客さまからの貸付条件の変更等の申し出等について、他業態も含め関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）がある場合には、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、当該他の金融機関等と緊密な連携を図ってまいります。

また、事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たっては、地域経済活性化支援機構と緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ なお、お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情相談は『営業店ご相談窓口』または、次の『本部ご相談窓口』をご利用ください。

奈良信用金庫 お客さまサービス室

電話番号 71-ダ イル 0120-004317（受付時間：平日午前9時～午後5時）

以 上

■ 中小企業者に係る貸出条件の変更等の申込状況

[別紙 ②]

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額について

[債務者が中小企業者である場合]

① 中小企業等金融円滑化法第4条に基づく措置の実施状況（期限到来<平成25年3月末>後の新たな申込みを加算しておりません）

[単位:百万円]

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	773	3,247	5,579	6,636	9,509	11,332	14,732	16,219	19,131	20,896	24,440	25,995	28,497	30,310	30,310	30,310
うち、実行に係る貸付債権の額	30	1,601	3,376	5,129	8,171	9,188	13,121	14,675	16,707	18,341	21,268	23,574	25,975	27,713	28,239	28,239
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	10	10	96	140	276	354	394	518	643	676	677	715	819	819
うち、審査中の貸付債権の額	742	949	1,408	634	365	1,126	444	265	1,104	1,111	1,278	494	593	629	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	696	782	860	875	876	889	924	924	924	1,250	1,250	1,251	1,251	1,251	1,251

② 中小企業等金融円滑化法期限到来(平成25年3月末)後の実施状況

[単位:百万円]

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 6月末	平成28年 9月末	平成28年 12月末	平成29年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	33,633	35,173	37,613	38,710												
うち、実行に係る貸付債権の額	30,288	32,419	34,725	35,721												
うち、謝絶に係る貸付債権の額	819	819	984	1,142												
うち、審査中の貸付債権の額	1,204	613	576	449												
うち、取下げに係る貸付債権の額	1,320	1,320	1,326	1,397												

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数について

[債務者が中小企業者である場合]

① 中小企業等金融円滑化法第4条に基づく措置の実施状況（期限到来<平成25年3月末>後の新たな申込みを加算しておりません）

[単位:件]

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	20	133	230	289	380	496	595	679	779	863	989	1,066	1,158	1,251	1,251	1,251
うち、実行に係る貸付債権の数	5	87	172	249	333	422	530	620	705	772	874	977	1,067	1,149	1,180	1,180
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	2	2	4	7	13	16	19	30	37	39	40	44	47	47
うち、審査中の貸付債権の数	15	41	46	25	27	50	33	22	34	40	55	27	27	34	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	5	10	13	16	17	19	21	21	21	23	23	24	24	24	24

② 中小企業等金融円滑化法期限到来(平成25年3月末)後の実施状況

[単位:件]

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成29年 9月末	平成30年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1,368	1,443	1,545	1,621	1,727	1,823	1,896	1,980	2,089	2,183	2,270	2,333	2,539			
うち、実行に係る貸付債権の数	1,258	1,339	1,424	1,490	1,584	1,682	1,758	1,823	1,933	2,038	2,130	2,185	2,394			
うち、謝絶に係る貸付債権の数	47	47	58	70	72	73	80	87	88	88	88	89	89			
うち、審査中の貸付債権の数	35	29	33	29	36	32	21	27	23	12	7	14	8			
うち、取下げに係る貸付債権の数	28	28	30	32	35	36	37	43	45	45	45	45	48			

■ 住宅資金借入者に係る貸出条件の変更等の申込状況

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額について

[債務者が住宅資金借入者である場合]

① 中小企業等金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況（期限到来<平成25年3月末>後の新たな申込みを加算しておりません）

[単位:百万円]

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	55	759	974	1,134	1,373	1,654	1,783	1,858	1,988	2,143	2,242	2,275	2,382	2,495	2,495	2,495
うち、実行に係る貸付債権の額	0	164	567	742	914	1,184	1,309	1,403	1,518	1,668	1,775	1,809	1,877	1,953	2,000	2,000
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	27	66	66	66	71	71	71	71	71	71	71	71	71	84	84
うち、審査中の貸付債権の額	45	467	97	61	94	86	73	26	31	33	25	12	40	59	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	10	99	243	264	297	311	329	356	366	369	370	381	392	410	410	410

② 中小企業等金融円滑化法期限到来(平成25年3月末)後の実施状況

[単位:百万円]

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 6月末	平成28年 9月末	平成28年 12月末	平成29年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	2,518	2,580	2,708	2,817												
うち、実行に係る貸付債権の額	2,022	2,060	2,150	2,268												
うち、謝絶に係る貸付債権の額	84	84	84	84												
うち、審査中の貸付債権の額	0	24	37	12												
うち、取下げに係る貸付債権の額	410	410	435	452												

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数について

[債務者が住宅資金借入者である場合]

① 中小企業等金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況（期限到来<平成25年3月末>後の新たな申込みを加算しておりません）

[単位:件]

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	7	56	74	89	107	128	136	141	150	163	170	175	180	190	190	190
うち、実行に係る貸付債権の数	0	13	41	57	71	88	98	105	111	124	131	135	139	144	149	149
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	2	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	7	7
うち、審査中の貸付債権の数	6	33	9	6	6	8	5	2	4	3	2	2	2	6	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	8	19	21	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	34	34

② 中小企業等金融円滑化法期限到来(平成25年3月末)後の実施状況

[単位:件]

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成29年 9月末	平成30年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	192	198	206	215	219	228	237	243	251	256	259	263	269			
うち、実行に係る貸付債権の数	151	155	160	170	174	177	190	196	203	208	212	216	222			
うち、謝絶に係る貸付債権の数	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7			
うち、審査中の貸付債権の数	0	2	3	1	1	6	1	0	1	1	0	0	0			
うち、取下げに係る貸付債権の数	34	34	36	37	37	38	39	40	40	40	40	40	40			